

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 2 号
件 名	新潟市附属機関の審査会は委員だけの構成での審査を求めることについて
要 旨	<p>新潟市行政苦情審査会、新潟市行政不服審査会、新潟市情報公開・個人情報保護審査会、新潟市監査委員会等の審査会は、委員のほか、市の担当課職員が同席して開催され、委員よりも市職員が多い場合もある。さらに、審査会の結論の原案、下書きを市担当課が作成している。これでは独立した機関とは言えない。委員だけで審査し、その結果を委員が文書で事務局に提出すべきです。</p> <p>以上のことから、下記について陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会は委員だけで審査すること。</p> <p>2 審査会の結論は委員が作成し、市側に提出すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和4年2月17日</p> <p>第1項 第2項</p> <p>} 総務常任委員会</p>
受 理	令和4年2月9日 第584号